総　務　常　任　員　会　資　料
2021 年（令和 3 年）3 月 5 日
総務局職員室職員担当

議案第８号関連資料
明石市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する
条例（案）の概要

１　改正理由

全国的に行政手続における押印廃止に向けた取り組みが行われており、本市においても、国や県の規程に基づいて押印が義務付けられているもの以外は、押印を原則廃止し、行政手続きの簡素化を進めているところです。

この方針に基づき、「職員の服務の宣誓に係る宣誓書」の押印欄を廃止することにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

２　関係法令

地方公務員法第３１条

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

３　施行期日

公布の日

（現行様式）

宣　誓　書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重しかつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年　　月　　日

名　前　　㊞

廃止